まちづくり推進条例における住民によるまちづくりの流れと市・その他の関わり

住民

こうなればいいなあ。

住民発意

準備団体の設立⇒登録申請
要件：地区の住民等により成る5名以上の団体　等
（条:17条）

まち歩きニュースレターで活動の周知

まちづくり団体の設立

まちづくり団体の認定申請
要件：構成員の多数が地区の住民等によるもの等（条：14条）

まちづくり構想の策定
どんなまちを目指すのか、今後のまちづくりの基本となるべき将来像

土地区画整理事業⇒土地区画整理法による手続き

都市計画提案⇒住民等による都市計画（地区計画等）の直接提案(13条③)

まちづくり計画の提案
まちづくり構想実現のための計画素案
要件：地区の住民等の多数の支持　等
（地区計画等の素案）
（条：18条）

まちづくり協定の締結

まちづくり協定の認定申請
要件：地区の住民等の多数の支持等（条：21条）

住民等による各規制、ルールに対する維持・保全活動

市

事前相談・情報提供
（3条②･④）

まちづくり準備団体の登録
（17条②）

まちづくり団体の認定
（13条①）

まちづくり計画案への配慮(19条)
・提案された地区計画素案の都市計画決定手続き
・その他まちづくり計画の実現において必要な施策の検討

地区計画

特別指定区域（県）

狭隘・細街路

公共施設の整備

まちづくり協定の認定（20条①）

行為の届出に対する審査（25条）

協定違反の対応（25条②～⑦）

協定に基づく活動に対する協力・支援(条24条)

まちづくり準備団体に対するまちづくり専門家（アドバイザー）派遣

まちづくり団体に対する活動助成
調査研究、広報、まちづくり専門家への委託などの経費

高砂市まちづくり活動支援要綱による支援

アドバイザー派遣
協定改定時など必要なとき

まちづくり推進委員会

：都市計画、土木、法律、防災等を専門とする学識経験者や、まちづくり専門家等の実務経験を有する者5人で構成された市の附属機関(5条①)

- アドバイザー派遣時（報告）
- 団体認定時(13条②)
- 団体認定取消時（16条③）
- まちづくり計画案を受けた時（報告）
- まちづくり協定の認定時（20条③）
- まちづくり協定変更時（23条②）
- まちづくり協定違反への対応時(25条⑤)

まちづくり推進委員会は、まちづくりの推進にあたって重要な事項に関して市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べることができる。(5条②)